

県政要望に対する県庁所管課の対応状況（令和３年３月）

新規 継続	要 望 事 項
【１】	短期的事項
継続	<u>1. 総合的な支援における地域間格差の是正について</u> 平成２５年４月に施行された「障害者総合支援法」による総合的な支援は、全国一律に行われる「自立支援給付」と、自治体の創意工夫により行われる「地域生活支援事業」に体系化され、その実施は主に市町村が担うことになりました。 しかしながら、障害者福祉に対する取り組み姿勢や考え方が市町村によって異なっており、サービス提供のあり方に市町村間での格差が生じております。 「自立支援給付」における視覚障害者の日常生活に必要な外出等を支援する同行援護事業について、支給量（利用時間）、利用範囲、利用内容など利用者ニーズに沿った制度運用が市町村によって異なっていることに加え、同行援護制度そのものの利用が難しい市町村があるなど大きな地域間格差が生じています。 このため指定同行援護事業所のない市町村の解消を図るとともに、福祉送迎（有償）要件の緩和、サービス利用範囲の拡大等、同行援護サービスが受けやすい条件整備を行うなど、地域間格差の是正に向けた取り組みの強化を要望します。 また、「地域生活支援事業」における日常生活用具給付については、対象品目数や支給の条件、利用者ニーズの掘り起こしなどについて、市町村の対応に温度差があることから、市町村において、より適切な制度運用を図るよう継続的な指導を要望します。
現況	回答（福祉指導課・障害福祉課） <u>【同行援護】</u> - 令和３年３月１日現在において、県内の指定居宅介護事業所は２８９箇所であり、うち同行援護を併せて開設している指定同行援護事業所数は９５箇所となっております。 - 県内４４市町村のうち１５市町村において当該事業所の開設がないため、周辺市町村にある事業所のサービス利用を図っているところです。 - また、同行援護従事者の研修は、現在、県が４箇所の研修事業者を指定しており、令和２年度までに延べ７１６名が当該研修を修了いたしました。
令和 ３年 度の 方向	回答（福祉指導課・障害福祉課） <u>【同行援護】</u> - 同行援護事業所の開設を図るため、引き続き、同行援護従業者養成研修により従業者の養成を図り、同行援護に従事できる人材の確保を図っていくとともに、説明会等を通じて、同行援護事業を併せて開設していない指定居宅介護事業所に対し、開設を促してまいります。 - また、地域間の格差の縮小を図るため、同行援護事業所に対して、事業の実施地域（範囲）の拡大を促してまいります。

現況	回答（福祉指導課・障害福祉課） <u>【福祉有償運送制度】</u> - 福祉有償運送制度は、道路運送法と国土交通省令である道路運送法施行規則において、その細目が定められているものです。 - 主として、市町村を単位とする協議会を置き、その協議会での協議を調べ、運輸支局の登録を受けることで実施されます。 - 本県では、27市町村で協議会が設置され、うち25市町村で実施されています。（令和2年4月1日現在）
令和3年度の方 向	回答（福祉指導課・障害福祉課） <u>【福祉有償運送制度】</u> 福祉有償運送制度につきましては、市町村において必要性に応じて実施の有無を判断するものですので、制度の改正や県内での状況について情報提供を行ってまいります。
現況	回答（障害福祉課） <u>【日常生活用具給付等事業】</u> 日常生活用具給付等事業につきましては、厚生労働省が定める地域生活支援事業実施要綱に基づき、各市町村において、地域や利用者の状況等を考慮の上、給付・貸与する種目や上限金額等を設定しております。
令和3年度の方 向	回答（障害福祉課） <u>【日常生活用具給付等事業】</u> 日常生活用具給付等事業については、利用者にとって適切な支援が行われるよう、引き続き市町村に対して情報提供を行うとともに、状況に応じて必要な助言等を行うなど、適切な制度運用を働きかけてまいります。